第４節　登記等の費用
本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税その他の費用（日本国内のものに限らない。）は、更生会社が負担する。
第８章　更生会社の措置
第１節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限
株主は、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権、その他法律上の株主の権利の一切を失う。
第２節　役員の構成
更生計画認可決定日に在任している役員は、任期満了、辞任、解任その他退任事由が生じるまで、当該役員としての地位を有するものとする。役員につき退任事由が生じた場合、新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。ただし、管財人は、更生計画認可決定日以降いつでも、裁判所の許可を得て、在任中の役員を解任し、新役員を選任することができる。
第３節　更生会社の解散等
第１　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。
第２　清算人の選任等
更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。
第３　清算人の任期
清算人の任期は、清算の結了までとする。
第４　清算業務
管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。
第９章　その他の事項
会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。
別表１ないし12　省略
東京地方裁判所民事第８部
平成２７年（ミ）第３９・４０号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
更生会社　ラムスコーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針及び骨子
第１節　更生計画の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子
１　清算型更生計画
更生会社は、更生手続開始決定を受けた、外航船を保有し外航運航業者に傭船することを業務内容とする特別目的会社38社（平成27年（ミ）第２号ないし同第38号、同第41号。以下「船舶保有ＳＰＣ」という。）の日本における運航管理業務の対価である業務受託料を得ながら、当面の間事業を継続し、共益債権等を弁済した残額を原資として、一般更生債権者に対する弁済を行う。
２　更生担保権（省略）
３　優先的更生債権（省略）
４　一般更生債権（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
該当なし。
第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法
第１　租税等の請求権
１　届出のある租税等の請求権
届出のある租税等の請求権は、以下のとおりである。
件数　２件
金額　710,998円及び額未定
別表　８
（内訳）
ア　本税等　709,598円
イ　更生手続開始決定日の前日までの延滞税、利子税及び延滞金（以下、延滞税、利子税及び延滞金を総称して「延滞金等」という。）　1,400円
ウ　更生手続開始決定日から１年を経過する日（ただし、その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定日）までの延滞金等　額未定
エ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定
オ　更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの延滞金等　額未定
２　権利の変更及び納付方法
⑴　別表８「優先的更生債権納付計画表」記載の租税等請求権（以下「租税等請求権」という。）のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（前記１イの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過して更生計画の認可決定があった場合の当該経過日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（前記１エの債権）については、徴収の権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。
⑵　租税等請求権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等（前記１ウの債権。）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（前記１オの債権）については、徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。
⑶　上記⑴及び⑵による免除後の租税等請求権の全額を、更生計画認可決定確定日から１か月以内に、一括して納付する。
第２　労働債権
該当なし。
第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定更生債権
確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。
（確定更生債権）　102,165,287,245円
29,193,300.88米ドル及び額未定
（債権者数）　５名
第２　権利の変更及び弁済方法
１　第１回免除及び第１回弁済
⑴　第１回免除
別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。
⑵　第１回弁済
別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、第１回免除後の債権額（以下「元本等」という。）（外貨建債権については外貨での金額とする。）に0.07％を乗じた金額を、更生計画認可決定確定日から６か月後の日が属する月の末日限り、弁済（以下「第１回弁済」という。）する。
なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。
２　中間弁済
前記１の定めに基づく第１回弁済から後記３の定めに基づく追加弁済を実施するまでの間において、弁済をするのに適当な金銭があると認めるときは、管財人は、追加弁済に先立って、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権に対し、元本等に按分して弁済（以下「中間弁済」という。）を行うことができる。中間弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。
中間弁済を行う場合は、管財人が任意に定める中間弁済基準日の時点で確定している元本等に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、管財人の定める弁済率（以下「中間弁済率」という。）を乗じた金額を弁済する。なお、中間弁済は、弁済をするのに適当な金銭があると認められる都度、複数回行うことができる。